

旅客運送事業の安全・利便の確保に関する行政評価・監視結果に基づく所見表示・回答対照表

富山行政評価事務所

(対象機関名)

(所見表示)

(回答)

北陸信越運輸局富山運輸支局

平成 24 年 8 月 27 日

平成 24 年 9 月 28 日

所見表示の要旨	回答の要旨
<p>1 監査の実施及び事業者からの報告を通じた安全確保対策の徹底</p> <p>(1) 新規許可等バス事業者に対する監査の早期実施の徹底</p> <p>富山運輸支局は、監査がバス事業者における事故の未然防止に資するよう、新規許可事業者及び営業区域の拡大の認可を受けた事業者に対する監査については、呼出監査を活用するなどにより漏れなく早期に実施する必要がある。</p> <p>(2) 事故を引き起こした事業者に対する的確な監査等の実施</p> <p>富山運輸支局は、バス事業者における事故の再発防止と輸送の安全の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① バス事業者が短期間に連続して重傷事故を引き起こした場合は、速やかに監査等を実施すること。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）に対する監査については、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 446 号・北信交監第 113 号・北信技保第 63 号、以下「監査方針」という。）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 447 号・北信交監第 114 号・北信技保第 64 号、以下「監査方針の細部取扱い」という。）に基づき実施しているところであるが、死亡事故や悪質違反を伴う事故等社会的影響が大きいものを優先的に、限られた人員で監査を実施していることから、新規許可事業者等に対する監査については、なかなか対応できていないのが現状である。</p> <p>今後は上記通達に基づき、新規許可事業者等に対する監査については、法令違反を犯す前の予防的なものとなるよう、可能な限り早期に漏れなく実施する。</p> <p>なお、指摘のあった監査が未実施である 3 者については、平成 24 年 9 月 7 日及び同年 9 月 12 日に呼出監査を実施したところである。</p> <p>① 事故を引き起こしたバス事業者に対する監査については、監査方針及び監査方針の細部取扱いに基づき実施しているところであるが、今後、同通達に基づき、直近 3 年間の事故の発生状況も勘案し、事故を引き起こした事業者に対し、可能な限り速やかに監査を実施する。</p> <p>なお、指摘のあった監査が未実施である事業者については、早急に監査を実施する予定である。</p>

所見表示の要旨	回答の要旨
<p>② 事故報告書について、事業者における事故の再発防止対策として必要な措置が講じられているかどうかの確認を徹底すること。</p> <p>(3) バス事業者の事業実態の的確な把握 富山運輸支局は、ツアーバス事業者を含むバス事業者の事業実態を的確に把握するため、事業報告書及び輸送実績報告書（新様式によるもの）を適切に提出することを事業者に励行させる必要がある。</p> <p>2 事業者における安全確保対策の徹底</p> <p>(1) 運行管理者の特別講習の受講等の徹底 富山運輸支局は、運行管理者に対して業務遂行上必要となる実務や法令等に係る知識を的確に付与して安全意識の一層の向上を促進し、バス事業者における輸送の安全確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 運行管理者の選任及び解任の届出を適切に行うよう、事業者に対する指導を徹底すること。</p> <p>② バス事業者に対して、事故等の後、運行管理者の特別講習に係る通知を的確に行うこと。</p>	<p>② 事故の再発防止対策については、これまでも、事故報告書を受理する際に事業者に対して指導を行ってきたところであるが、今後、運転者の適性診断の受診が必要な場合における指導を徹底する。</p> <p>旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書及び輸送実績報告書については、バス事業者から毎年提出されているが、提出された各報告書の内容を精査し、不適切な記載内容や記載漏れがあった場合には記載方法について指導を行い、また、提出されていない事業者については、督促を行うよう徹底する。</p> <p>また、一般貸切旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書については、平成20年6月の旅客自動車運送事業等報告規則の改正により様式が一部変更されているが、未だに旧様式により提出している事業者が見受けられるため、県内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、24年9月4日付けで「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書の提出について」事務連絡を発出し、周知したところである。</p> <p>① 運行管理者の届出については、今後、会議・研修等において、確実な届出を行うよう指導を徹底する。 なお、平成24年9月11日に開催された公益社団法人富山県バス協会の会議において、運行管理者の届出を確実にを行うよう指導を行ったところである。</p> <p>② 特別講習の通知については、今後、自動車事故報告書を受理する際に確実に事業者へ通知する。</p>

所 見 表 示 の 要 旨	回 答 の 要 旨
<p>③ 「運送事業者監査総合情報システム」に運行管理者の選任又は解任、講習受講実績等の情報を入力して監査担当部門と共有することにより、運行管理者の各講習の受講状況の確認、受講の督促等を徹底するとともに、バス事業者に対する監査や指導監督を的確に実施すること。</p> <p>(2) 運転者の労働時間、健康状態等の管理の徹底 富山運輸支局は、バス事業者における安全確保を徹底する観点から、監査、運行管理者講習による指導に加え、呼出指導、安全総点検等の方法により、事業者に対して、次の措置を含めて安全確保措置を徹底するよう指導する必要がある。</p> <p>① 運転者の過労防止等のために定められている運転者の勤務時間についての各種の基準の遵守を徹底すること。 また、乗務記録について、記録を運転者ごとにまとめるなどにより、運転者ごとの労働時間等を適切に管理すること。</p> <p>② 臨時雇の運転者も含めて健康診断を受診させるとともに、運転者全員の健康状態の把握を的確に行うこと。</p> <p>③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診を徹底すること。</p> <p>④ 点呼記録及び乗務員台帳について運転者ごとに的確な記録を徹底すること。</p> <p>(3) 車両の点検・整備の徹底 富山運輸支局は、バスの運行の安全を確保する観点から、監査、安全総点検等の機会を通じて、車両備付けの消火器について、事業者自らが責任をもって定期的に点検し、適切な管理を徹底するよう指導する必要がある。</p>	<p>③ 運行管理者の選任又は解任、講習受講実績等の情報については、今後、「運送事業者監査総合情報システム」に入力し受講状況の確認を行うとともに、当該情報を勘案して事業者に対する監査、指導等を行い、運行管理者講習の受講徹底を図っていく。</p> <p>バス事業者に対する安全確保の徹底については、監査、運行管理者講習等の機会において指導しているところであるが、今回の指摘事項を踏まえ、今後、監査、運行管理者講習の他呼出指導、各種研修会等の機会を捉えて指導していく。</p> <p>なお、平成 24 年 7 月 19 日及び同年 7 月 26 日に公益社団法人富山県バス協会主催の県内バス事業者全社を対象とした教育研修会において、当支局から安全確保措置の徹底について指導したところである。</p> <p>車両に備付けの消火器の管理については、今後、会議、研修等の機会を捉えて指導していく。</p> <p>なお、平成 24 年 9 月 11 日に開催された公益社団法人富山県バス協会の会議において、消火器の適切な管理について指導を行ったところである。</p>

所見表示の要旨	回答の要旨
<p>3 輸送の安全にかかわる情報の公表等の徹底</p> <p>(1) 輸送の安全にかかわる情報の公表の徹底</p> <p>富山運輸支局は、運輸安全マネジメントを推進し、バスの運行の安全を確保する観点から、法令で定められている安全方針、安全目標、処分等を受けた場合のその内容と講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報のインターネット等による公表を、監査等を通じて事業者徹底するとともに、事業者による公表状況を確認する必要がある。</p> <p>(2) 利用者からの苦情処理の記録の徹底</p> <p>富山運輸支局は、利用者からの苦情の適切な処理と記録を通じてバス事業者におけるバス運行の安全の向上を図る観点から、苦情の適切な処理と記録を徹底することを事業者へ指導する必要がある。</p>	<p>輸送の安全にかかわる情報の公表については、今後、ホームページでの公表実態の把握に努めるとともに、監査等の機会を捉えて確認・指導を徹底する。</p> <p>苦情処理の記録、保存については、監査において確認、指導しているところであるが、今後も監査、呼出指導等機会を捉えて、苦情の適切な処理、及び記録保存の徹底について指導していく。</p>